

微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準の設定に伴う 環境大気常時監視マニュアルの改訂について

1. 経緯等

- 平成 21 年 9 月に微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準が設定されたことにより、都道府県等における監視測定体制の整備が必要になったため、環境大気常時監視マニュアルの改訂が必要となった。

2. マニュアル改訂の概要

(1) 自動測定法に加え、標準測定法について記載

環境基準の告示において、測定方法が「濾過捕集による質量濃度測定方法（標準測定法）又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法」とされたことから、標準測定法及び常時監視に用いられる自動測定機について詳細に記載。

(2) 自動測定機についての記載

自動測定機の満たすべき基本仕様について記載するとともに、数種類の測定方法について、その測定原理、維持管理方法について記載。また、浮遊粒子状物質（SPM）の自動測定機には付加されていない除湿装置の原理、維持管理方法等についても記載。

(3) 精度管理についての記載

測定開始後に都道府県等が定期的に行うべき精度管理について記載。